

直結給水条件承諾書

年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

所有者又は工事施行承認申込者(所有者となる場合)

住 所
氏名・名称及び代表者名
電 話 番 号

給水装置場所	区
工事施行者 (指定給水装置工事事業者)	氏名又は名称 電話番号

給水方式を3階直結直圧式又は直結増圧式とするに当たり、次の条件について承諾します。

1 3階直結直圧式又は直結増圧式に共通する事項

- (1) 直結給水には、受水槽のような貯留機能がないため、断水や水圧低下のときに水の使用ができなくなる事。
- (2) 損害補償
3階直結直圧式又は直結増圧式による給水に起因して、逆流又は漏水が発生し、本市、他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。
- (3) 所有者等の継承
所有者又はこの建築物等を管理する者を変更する場合は、変更後の所有者又はこの建築物等を管理する者に、この条件承諾書に掲げる事項について熟知させること。また、この建築物等の部屋等の賃貸をする場合は、関係者にこの条件承諾書に掲げる事項について熟知させること。
- (4) 既設の給水装置等の使用責任
既設の給水装置又は受水槽以下装置の給水方式を3階直結直圧式又は直結増圧式に変更した場合、これに起因する漏水、赤水等が発生したときは、給水装置の布設替等を所有者の責任において行い、上下水道局の指示に従い直ちに改善すること。
- (5) 条例・規程等の遵守
この条件承諾書に掲げることのほか、3階直結直圧式又は直結増圧式による給水装置の管理、水の使用等について、川崎市水道条例、川崎市水道条例施行規程等を遵守すること。
- (6) この条件承諾書に掲げる事項をこの建築物等を管理する者、使用者等に周知徹底し、3階直結直圧式又は直結増圧式による給水に起因する紛争等については当事者間で解決し、本市には一切迷惑をかけること。

2 直結増圧式給水に関する事項

- (1) 故障時の対応
停電や故障により増圧給水設備が停止した場合又は水圧低下により一時的な取水不良が発生したときは、直結直圧式による給水栓を使用すること。また、直結直圧式による給水栓を設置しない場合は、使用者又は所有者の責任で、ほかの方法による応急給水で対処すること。
- (2) 断水、濁水、減水時の対応
使用者又は所有者が本市から断水、濁水、減水の通知を受けたときは、止水栓の開閉、増圧給水設備の停止及び復旧操作等の必要な措置を講じ、増圧給水設備の故障等を生じさせないようにすること。また、それらに係る費用負担は、使用者又は所有者の責任において行うこと。
- (3) 定期点検
増圧給水設備及び減圧逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年に1回以上の定期点検を行い、必要となる修繕を行うこと。

直結給水条件承諾書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

窓口に提出する日付を記入してください。

所有者又は工事施行承認申込者(所有者となる場合)

住 所 〇〇市△△区△△町△丁目△番地
氏名・名称及び代表者名 〇〇 〇〇
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

給水装置場所	〇〇区 〇〇町 〇丁目 〇〇-〇番地	〇〇マンション
工事施行者 (指定給水装置工事事業者)	氏名又は名称	〇〇給水装置工業㈱
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

給水方式を3階直結直圧式又は直結増圧式とするに当たり、次の条件について承諾します。

1 3階直結直圧式又は直結増圧式に共通する事項

- (1) 直結給水には、受水槽のような貯留機能がないため、断水や水圧低下のときに水の使用ができなくなる。
- (2) 損害補償
3階直結直圧式又は直結増圧式による給水に起因して、逆流又は漏水が発生し、本市、他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。
- (3) 所有者等の継承
所有者又はこの建築物等を管理する者を変更する場合は、変更後の所有者又はこの建築物等を管理する者に、この条件承諾書に掲げる事項について熟知させること。また、この建築物等の部屋等の賃貸をする場合は、関係者にこの条件承諾書に掲げる事項について熟知させること。
- (4) 既設の給水装置等の使用責任
既設の給水装置又は受水槽以下装置の給水方式を3階直結直圧式又は直結増圧式に変更した場合、これに起因する漏水、赤水等が発生したときは、給水装置の布設替等を所有者の責任において行い、上下水道局の指示に従い直ちに改善すること。
- (5) 条例・規程等の遵守
この条件承諾書に掲げることのほか、3階直結直圧式又は直結増圧式による給水装置の管理、水の使用等について、川崎市水道条例、川崎市水道条例施行規程等を遵守すること。
- (6) この条件承諾書に掲げる事項をこの建築物等を管理する者、使用者等に周知徹底し、3階直結直圧式又は直結増圧式による給水に起因する紛争等については当事者間で解決し、本市には一切迷惑をかけること。

2 直結増圧式給水に関する事項

- (1) 故障時の対応
停電や故障により増圧給水設備が停止した場合又は水圧低下により一時的な取水不良が発生したときは、直結直圧式による給水栓を使用すること。また、直結直圧式による給水栓を設置しない場合は、使用者又は所有者の責任で、ほかの方法による応急給水で対処すること。
- (2) 断水、濁水、減水時の対応
使用者又は所有者が本市から断水、濁水、減水の通知を受けたときは、止水栓の開閉、増圧給水設備の停止及び復旧操作等の必要な措置を講じ、増圧給水設備の故障等を生じさせないようにすること。また、それらに係る費用負担は、使用者又は所有者の責任において行うこと。
- (3) 定期点検
増圧給水設備及び減圧逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年に1回以上の定期点検を行い、必要となる修繕を行うこと。